

桑名市告示第161号

桑名市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月22日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

桑名市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱（令和6年桑名市告示第193号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 申請者（申請者が個人の場合は当該申請者の属する世帯の世帯員を含む。）が市税等（桑名市補助金等交付規則第5条第2項に規定する市税等をいう。）を滞納していないこと。

第3条第2号を削り、同条第3号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条第3項を削る。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

様式第1号を次のように改める。

年 月 日

(あて先) 桑名市長

住 所 _____
※記名・押印又は署名 申 請 者 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

桑名市感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書

下記のとおり、桑名市感震ブレーカー設置事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業

- ①桑名市内に所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置する事業
- ②桑名市内に新たに建築する住宅に感震ブレーカー（分電盤タイプ内蔵型のもの）を設置する事業

2 補助金交付申請額

対象経費	補助率	補助金交付申請額
円	1 / 2	円

- ※対象経費は、感震ブレーカー本体の購入費用及び電気工事が必要な場合の設置費用となります。
- ※補助金交付申請額は、対象経費の合計額に2分の1の補助率を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、4万円を上限とします。
- ※補助対象事業②への補助金交付申請額は1万円となります。対象経費を記入していただく必要はありません。

3 添付書類

- 感震ブレーカーを設置する住宅の住所が確認できる書類
- 感震ブレーカーを設置する予定場所が確認できる写真（補助対象事業②の方は除く）
- 対象経費の内訳がわかる見積書（補助対象事業②の方は除く）
- 売買契約書の写し（補助対象事業②の方のみ）
- 設置する感震ブレーカーの形状及び規格がわかる書類（商品カタログ等）
- 賃貸契約書の写し（借主が賃貸住宅に感震ブレーカーを設置する場合のみ）

次の事項について確認のうえ、してください。

- 申請者は、本申請の内容審査のため、住民基本台帳及び市税等の状況を、市の保有する公簿等により確認することに同意します。
- 申請者は、住宅の所有者等から感震ブレーカーの設置に係る承諾を得ています。
- 申請者は、感震ブレーカーの購入が転売目的ではありません。
- 申請者は、桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱第3条に規定する者に該当せず、以下のことについて同意します。
 - ・桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱第3条に該当する者の申請であるかを確認する必要がある場合は、所管の警察署へ照会することがあります。
 - ・交付決定後に交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、補助金を返還いたします。
- (申請者が個人の場合) 申請者は、本申請の内容審査のために行う次の事項について、申請者の属する世帯の世帯員全員から同意を得ていることを誓約します。
 - ・住民基本台帳及び市税等の状況を、市の保有する公簿等により確認すること。
 - ・桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱第3条に該当する者であるかを確認する必要がある場合、所管の警察署へ照会すること。

様式第3号中「氏名」を「申請者」に改め、「本人」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。